
規 則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第32号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別記第2号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則